

一般社団法人公共建築協会公共建築工事品質確保技術者倫理規程

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人公共建築協会（以下「協会」という。）が認定、登録する公共建築工事品質確保技術者（Ⅰ種、Ⅱ種）（以下「公共建築品質確保技術者」という。）が遵守すべき職業倫理の規範を定めることを目的とする。

（使命等）

第2条 公共建築品質確保技術者は、公共建築の品質確保に関して、自らが有する高度な技術的専門知識と豊富な経験等の提供を通じて、公共建築の発注者が発注関係事務を適切に実施する体制の構築等を支援し、もって公共建築の品質の確保の向上に寄与することをその使命とする。

2 公共建築品質確保技術者は、信義に従い、誠実かつ公正にその業務を行わなければならない。

（法令、規程の遵守）

第3条 公共建築品質確保技術者は、法令及び協会が定める関係規程及び決議に従わなければならない。また、自らの使命の重要性に鑑み、その業務を遂行するに当たり、違法な手段を用いること、業務の依頼主その他の者の違法行為または反社会的行為を幫助するようなこと等を行ってはならない。

（名誉と信義）

第4条 公共建築品質確保技術者は、教養と品性の保持に努め、公共建築品質確保技術者としての名誉を重んじ、信義にもとるような行為をしてはならない。

2 公共建築品質確保技術者は、公共建築品質確保技術者としての品位を傷つけ、良識を疑われるような広告、宣伝を行ってはならない。

（専門能力の向上）

第5条 公共建築品質確保技術者は、協会が主催する公共建築工事品質確保技術者資格登録更新講習の受講等常に専門能力の向上、および最新の知識の獲得に努めるものとする。

（秘密保持）

第6条 公共建築品質確保技術者は、正当な理由なく業務上知り得た依頼主の秘密及び事業に関する情報などを外部に漏らし、または利用してはならない。

（反社会的勢力の排除等）

第7条 公共建築品質確保技術者は、経済社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引を一切行わないほか、一切の関係、接触を持ってはならない。

2 公共建築品質確保技術者は、公序良俗に反する事業を営み、若しくはこれに加わり、又はこうした事業に自己の名を利用させてはならない。

（業務の引受けと信頼関係）

第8条 公共建築品質確保技術者は、業務の引受けに当たり依頼主との信頼関係を保持し、依頼主との契約を忠実に守り、紛争を生じないように努めなければならない。

2 公共建築品質確保技術者は、報酬や依頼主との関係を優先させ、自己の能力その他制約

により、業務を遂行することが明らかに困難である案件を引受けてはならない。

- 3 公共建築品確技術者は、依頼主に対する責務を負うものであり、業務遂行上、依頼主の利益と相反する事態が生じた場合には、依頼主にその旨を説明し、依頼主の承諾を得ることなしに依頼主に対する業務を遂行してはならない。
- 4 公共建築品確技術者は、業務遂行の過程で、依頼主その他の者に誤った情報を与える、あるいは、誤解を生じる言動、虚偽の陳述等を行ってはならない。

(公共建築品確技術者相互の協調等)

第9条 公共建築品確技術者は、みだりに協会、他の公共建築品確技術者を誹謗し、またはその名誉を傷つけてはならない。

- 2 共同で業務を行う公共建築品確技術者は、相互に協調し、誠意をもって分担業務を遂行するものとする。

(名義貸しの禁止)

第10条 公共建築品確技術者は、依頼主の承諾を得ずに、当該公共建築品確技術者以外の者に、自己の名において業務を行わせてはならない。

(本規程に違反した場合の処置)

第11条 協会は、公共建築品確技術者が本規程に違反し、もしくは違反したと認めるときは、公共建築工事品質確保技術者の資格制度に関する要綱（平成22年4月8日制定。以下「要綱」という。）第9条第4項に基づき、その登録を抹消するものとする。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、協会理事会の決議による。この場合において、要綱第14条に定める公共建築工事品質確保技術者資格認定委員会の審議及び決定を経なければならない。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。